

商品概要説明書（個人用）

財形貯蓄（一般）

（平成 23 年 4 月 1 日現在）

1. 商品名	・一般財形貯金
2. 販売対象	・勤労者（年齢制限なし）
3. 期間 （預入期間）	・3年以上
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入となります。 ①月例給与および賞与 ②月例給与 ③賞与 ・1回あたり1円以上の金額 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払いまたは、一部支払いとして預入日から1年経過後に最低1万円以上払い戻しします。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	・預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間について、預入日現在におけるその期間に応じた期日指定定期貯金として店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利最低残高（100円）以上で1円単位とした1年を365日とする1年毎の複利計算。 ・20%（国税15%、地方税5%）の分離課税。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	－
8. 付加できる特 約事項	－
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満・・・・・・・・1年以上利率×70% ③1年以上2年未満・・・・・・・・1年以上利率×100% ④2年以上3年未満・・・・・・・・2年以上利率×100%
10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措 置および 紛争解決措 置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店（所）または本店 信用統括部（電話：098-831-5559）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、沖縄県農業協同組合中央会が設置・運営する沖縄県JAバンク相談所（電話：098-831-5109）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合本店信用統括部または沖縄県JAバンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会紛争解決センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記沖縄県JAバンク相談所（電話：098-831-5109）にお申し出ください。
12. その他参考 となる事項	－

JA おきなわ